

この裁判で、私は被告からも裁判所からもこう言われて来ました。

「農研機構に一度も足を踏み入れたことのない貴方に、いったいどうやって農研機構の研究の流儀が貴方の流儀と同じであると言えるのですか」と。

確かに、よそ者の私が見たこともない農研機構の実験ノートのやり方を語るのは僭越かもしれません。

それにもかかわらず、農研機構の部外者の人間であっても、ひとつだけ確実に言えることがあります。

それが、2013年3月以前に、米国特許を申請する者は誰であっても実験ノート「組織共用文書」として扱わざるを得ないということです。それについて既に私の陳述書(3)(甲44)で述べました。

しかし一審判決も原判決もこの問題の決定的な重要性を全く理解していませんので、改めて指摘させていただきます。

高等裁判所の判決の、第3 当裁判所の判断の中の(2)控訴人のその他の主張についての中の、(イ)の10頁、19行目では、「確かに、実験データ自体が記載された実験ノートが、科学者にとって重要であることは明らかであるが、そのことと、被控訴人内部の研究者が、本件に理事長通達が発出される前に、実験データを必ず実験ノートに記載しているかいたか、また、その実験ノートをどのように扱っていたかとは別問題であり、同通達が発出前に、被控訴人所属の研究者らが実験ノートを必ず作成した上で、これを「組織的に用いるも」として扱ったとは認められない」と述べています。

この中の指摘を整理すると以下のようになります。

(整理1) 被控訴人内部の研究者が、本件に理事長通達が発出される前に、実験データを必ず実験ノートに記載しているかいたか

(整理2) その実験ノートをどのように扱っていたか

(整理3) 被控訴人所属の研究者らが実験ノートを必ず作成した上で、これを「組織的に用いるもの」として扱ったか

これ等を判決は否定しています。

これに対して、原告が提出した陳述書(3) (甲44号証)の1ページ目の(4)では、米国特許出願に伴い実験ノートは組織的に用いる共用文書として使用していることを説明しています。

以下にそれを示す部分を転記します。

「4 また私が所属していた電電公社の研究所や通信放送機構では、研究活動の業績評価の対象として、論文発表や学会での技術報告などとともに特許出願があり、特許出願が奨励されていました。

特許出願は国内だけでなく外国特許の出願も要求されており、外国特許では主に米国の特許出願がありました。

米国特許制度は2013年3月まで先発明主義であり、他者と先発明を争う際に用いる発明日やその発明に至る経緯等の証拠としては、実験ノートの開示による証明が中心であり、他の資料はその裏づけ的な役割となるため、実験ノートの開示なしには済まされません。

その際に実験ノートはアメリカ合衆国特許商標庁に開示するだけではなく、その特許出願を代理する弁理士や所属する組織の特許担当者にも開示して、係争を有利に戦う方法の助言や申立て書類の作成を依頼しなくてはなりません。

これ等のことより農研機構の実験ノート作成者が、先発明主義が適用されていた期間に米国特許を出願する際には、実験ノートを代理の弁理士や組織の特許担当者に開示することがあることを了解したのであり、農研機構も、アメリカ合衆国特許商標庁や関係者に実験ノートを提示することがあることを前提として米国に特許出願を許可したはずです。

したがって農研機構は、実験ノートを組織共用文書と認識し、共用文書として管理していたと思います。

ちなみに、農研機構のHPを検索すると米国がまだ先発明主義の特許を実施していた2001年に、農研機構は以下の米国特許出願（No. 09/820,845）をしており、この特許に伴う実験の実験ノートを農研機構はアメリカ合衆国特許商標庁や米国特許出願に係わる関係者に開示することがありえるとしていたと思います。

<https://www.naro.go.jp/project/results/laboratory/tarc/2003/tohoku03-47.html>

成熟種子胚軸を用いた遺伝子導入方法および遺伝子導入ダイズの作出方法

発表論文等： 1) 吉田ら(2001)米国特許出願 No. 09/820,845」

以上の部分ですが、更に補足しますと、2012年の理事長通達は米国の先発明主義が継続している最中であり、米国特許の先発明主義は、2013年3月16日まで続きました。

上記の陳述部を上述の（整理1）から（整理3）に対応させると、

（整理1）「実験データを必ず実験ノートに記載しているかいたか」に関しては、実験ノートは「他者と先発明を争う際に用いる発明日やその発明に至る経緯等の証拠」になると陳述書では述べており、発明者は特許権が確保できる実験内容を実験ノートに記述しなければならないことを意識しています。

そこで、米国特許出願をする可能性のある全ての研究者は2012年の理事長通達より前でも（整理1）の「実験データや情報を必ず実験ノートに記載している」と言えます。

（整理2）「その実験ノートをどのように扱っていたか」に関しては、陳述書では「実験ノート作成者が、先発明主義が適用されていた期間に米国特許を出願する際には、実験ノートを代理の弁理士や組織の特許担当者に開示することがあることを了解したのであり、農研機構も、アメリカ合衆国特許商標庁や関係者に実験ノートを提示することがある」と述べており、研究者は、特段の規定等が無くても先発明の争いと関連する情報を記述してある実験ノートを米国特許出願と、それに伴い起こるかもしれない先発明の争いに備えて、実験ノートを保存管理することになります。

（整理3）「組織的に用いるものとして扱ったか」に関しては、実験ノートは、「特許出願を代理する弁理士や所属する組織の特許担当にも開示して、係争を有利に戦う」と陳述書で述べており、これは「組織的に用いるもの」であることを示しています。

これ等を総合すると、実験ノートは米国特許の先発明の争いの中で共用文書として扱われ、上述の判決文における「同通達の発出前に、被控訴人所属の研究者らが実験ノートを必ず作成した上で、これを「組織的に用いるもの」として扱ったとは認められない」とする判断は誤りだと言えます。

更に補足すると、証拠として使用する実験ノートは、発明に至った経緯や発明を示す証拠をアメリカ合衆国特許商標庁や関係者に理解できる内容でなければならないことは明らかです。

それもあって、農研機構と同じ国の研究機関である理科科学研究所（以下、理研と略す）が公開した「研究論文の疑義に関する調査報告書（所謂、STAP細胞事件）」を引用して、陳述書（甲51号証）の6ページの（11）では、

「実験ノートの記述があまりにも不足しているなど、第三者が小保方氏の実験内容を正確

に追跡し理解することが困難な状況が明らかとなり、この点も健全な情報交換を阻害していると判断される。このような行為やずさんなデータ管理の背景には、研究者倫理とともに科学に対する誠実さ・謙虚さの欠如が存在すると判断せざるを得ない。」として、小保方氏の実験ノートの内容を批判しています。

更に、小保方氏の実験ノートの内容を精査した結果、実験ノートの作成に不備があると  
して、

「実験内容を正確に追跡し理解することが困難」とか、  
「健全な情報交換を阻害している」とか、  
「ずさんなデータ管理」とか、  
「研究者倫理とともに科学に対する誠実さ・謙虚さの欠如」  
と批判しています。

そして、これ等の批判から分かることは、理研が求める実験ノートに記載する内容とい  
うのは、

- ・実験内容を正確に追跡し理解することができること
- ・健全な情報交換が可能な内容であること
- ・適切にデータ管理をしていること
- ・科学に対する誠実さ・謙虚さが示されていること

を満たすものであることです。」

と陳述書では述べました。

そして、こうしたことが求められる文書は陳述書（甲5 1号証）の中で、「専ら自己の職  
務の遂行の便宜のためにのみ利用する備忘録等」に当たらないはずで。」と述べています。

これが、小保方晴子氏が理研の客員研究員になった2011年4月には、すでに研究者  
の常識であったのです。

そこで、被告が「2012年の理事長通達を境に実験ノートの組織共用性が認められる  
ようになった」とする主張は当たらず、それ以前から実験ノートには「組織共用性」があ  
ったと解釈するのが妥当です。